平成２１年（フ）第５５２号
徳島市中吉野町４丁目20―11、住民票上の住所徳島県板野郡板野町大寺字岡ノ前35番地１板野第２団地８―16
債務者　山田　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５７号
徳島県小松島市松島町１番６号
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５８号
徳島県小松島市松島町１番６号
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６６号
徳島市金沢１丁目２番52―204号
債務者　橋本亜希子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６９号
徳島市新浜本町３丁目１番57号
債務者　米田　絢子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７０号
徳島市大原町千代ヶ丸121番地の１
債務者　平井　明美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７４号
徳島県鳴門市鳴門町高島字南247―101号、住民票上の住所徳島県美馬市脇町別所3402番地４
債務者　阿佐　　稔
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７９号
徳島市八万町下福万128番地の141
債務者　平井　将人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８１号
高知県宿毛市中央６丁目２番８号
債務者　髙橋　清井
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８９号
高知県幡多郡大月町大字柏島1096番地26
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９６号
高知県宿毛市中角1366番地
債務者　公文　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３１０６号
名古屋市中村区上ノ宮町２丁目15番地の５
債務者　南部　初恵
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０７号
神戸市東灘区御影山手６丁目10番34―201号森田元方、住民票上の住所神戸市灘区大和町３丁目１番２―202号
債務者　森田　雄一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
神戸市長田区滝谷町１丁目６番310号、従前の住所大阪府岸和田市宮本町27番４―203号
債務者　谷村　昌彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９１号
青森市中央３丁目７番12号
債務者　赤坂　夏美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５３号
名古屋市千種区香流橋２丁目１番41号　ユーステージ香流伍番館1402号
債務者　野本　里美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１５号
名古屋市南区柴田町１丁目１番地の４　コーポ水明荘102号
債務者　西山　博視
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部